

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成27年12月6日 13時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市因島西方沖 重井港西浜第3防波堤灯台から真方位190° 1,750m付近 (概位 北緯34°19.6′ 東経133°08.0′)
インシデントの概要	押船 <sup>ほうとく</sup> 宝徳丸は、南進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成27年12月16日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	押船 宝徳丸、196.64トン
船舶番号、船舶所有者等	134502、有限会社河野海運
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約140cm（尾道）
インシデントの経過	本船は、約3～4ノットの対地速力で尾道市生口島 <sup>いくち</sup> 北東岸の造船所に向けて因島西方沖を南進した。 船長は、因島西方沖の浅所の存在を知らなかったので安全に航行できるものと思い、南進を続けた。 本船の喫水は、船首尾共に約3.8mであった。
分析	本船は、船長が因島西方沖の浅所の存在を知らなかったことから、因島西方沖の浅所に向けて航行したものと考えられる。 船長は、水路調査を行っていなかったことから、因島西方沖の浅所の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が因島西方沖の浅所の存在を知らなかったため、因島西方沖の浅所に向けて航行し、浅所に座洲したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・発航前に航行予定海域の水路調査を行うこと。